

2016年3月24日

ニフティ労働組合
執行委員長 池田 大 殿

ニフティ株式会社
代表取締役社長 三竹 兼司



回 答 書

2016年2月22日付「ニフティ労働組合第29号」の要求書に対し、次のとおり回答します。

1. 賃 金

(1) 賃金

一般社員評価・報酬制度に基づく、一般クラスの平均ポイントである「32.9ポイント」相当における増加額は、1,500円とする。

(2) 年齢別最低賃金

最低賃金 160,000円（18歳見合いの基準額 昨年度実績 158,500円）

(3) 実施期日

2016年3月21日付をもって行う。

2. 賞 与

(1) 支給額

2016年度賞与については、4.4ヶ月（組合員一人当たり平均1,397,871円）とする。

(2) 最低保障

完全有資格者の最低は、平均月数の80%以上とする。

(3) 支給日

夏季賞与 2016年 6月17日（金）

年末賞与 2016年12月 9日（金）

(4) 回答の背景

2015年度連結業績は、現時点において前年度の売上高66,723百万円に対して同水準、営業利益3,503百万円に対して大幅に減益となる見込みである。

この大幅な減益は、光接続会員など従来の固定系接続会員数減少による利益減少に加え、経営方針に基づく会員数維持の拡販活動によるものである。組合員の新規サービス展開や継続的なコストダウン・改善活動への取り組みは認識しているものの、前年度比で営業利益約60%減少見込みとなる現状の会社業績に鑑み、賞与額については月数を4.4ヶ月（組合員一人当たり平均1,397,871円）とする。

一方、個別賃金の改善については、今季に限り別紙のとおりとする。

3. 労働協約の改訂

(1) 介護休職制度

- ①介護休職の対象家族を「二親等以内の家族」とする。
- ②要介護状態にある対象家族を介護する正規従業員で所定の手続きにより申し出た場合、所定労働時間外勤務を免除する。

(2) 定年後再雇用制度

会社の成長のためには、シニア層の活躍推進が不可欠であるとの労使共通の認識に基づき、定年後再雇用に担っていただく職務やマーケット水準を踏まえた報酬等、現状の課題やニーズを把握したうえで、制度全般のあり方について、労使で継続して協議する。

(3) 協約の有効期間

労働協約の有効期間は、2016年4月1日から2018年3月31日までとする。

4. 継続協議事項について

以下については、引き続き改善に努め、必要に応じて労使協議会にて確認する。

- ①休日・夜間の監視室からの入電と架電への対応および運用
- ②「一般社員評価・報酬制度2012」の運用

以上

別紙

【2016年度 基本給の増加額表】

スタータークラス		一般クラス		上級クラス		リーダークラス	
評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額	評価ポイント	増加額
15	0	40	1,500	40	1,500	40	1,500
14	0	39	1,500	39	1,500	39	1,500
13	0	38	1,500	38	1,500	38	1,500
12	0	37	1,500	37	1,500	37	1,500
11	0	36	1,500	36	1,500	36	1,500
10	0	35	1,500	35	1,500	35	1,500
9	0	34	1,500	34	1,500	34	1,500
		33	1,500	33	1,500	33	1,500
		32	500	32	500	32	500
		31	500	31	500	31	500
		30	500	30	500	30	500
		29	500	29	500	29	500
		28	0	28	0	28	0
		27	0	27	0	27	0
		26	0	26	0	26	0
		25	0	25	0	25	0

以上

